

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校  
の入学選考料の免除実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等免除申請基準)

第2条 施行規則第8条第1項第1号及び第2号の実施に際しては、教育長が別に定める川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除申請基準(以下「申請基準」という。)をもって実施するものとする。

(実施基準)

第3条 施行規則第8条第1項第1号に該当する者に関しては、申請基準2(1)の規定を適用するものとする。

2 施行規則第8条第1項第2号に該当する者に関しては、申請基準2(2)及び3の規定を適用するものとする。

(授業料等免除の許否)

第4条 施行規則第5条の許否に関しては、第2条に規定する申請基準に基づき、第3条の規定に適合する者について、許否を決定するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の授業料の免除については、なお従前の例による。